

新見市「赤ちゃんの駅」事業実施ガイドライン

本ガイドラインは、新見市における「赤ちゃんの駅」事業実施にあたり、標準的な運用方法を定めたものである。

1 目的

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換等ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、その所在を広く周知することにより、安心して外出を楽しめる環境づくりを推進していくことを目的とする。

2 利用者

原則として、授乳又はおむつ交換の必要がある乳幼児（概ね3歳児まで）連れの保護者とする。

3 登録対象施設

市内の公共施設、地域子育て支援拠点施設又は小売業等の業務を行う者の事業の用に供される施設その他の民間施設とする。

4 登録基準

赤ちゃんの駅として登録できる施設は、次に掲げるいずれかを提供できる施設とする。

（1）授乳の場の提供

壁、パーティション等で仕切られ、椅子等授乳ができる設備が備えられ、施錠等により利用者のプライバシーが守られること。

（2）おむつ交換の場の提供

ベビーベッド、おむつ交換台等おむつ交換が安全できる設備があること。

（3）ミルク用お湯の提供

厚生労働省のガイドラインに沿った安全な調乳用のお湯（70℃以上に保ち、沸かしてから30分以上放置していないもの）が提供できること。

5 登録方法

赤ちゃんの駅として登録を希望する施設管理者は、赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1号）を市長に提出する。

市長は、赤ちゃんの駅登録申請書の提出があったときは、審査を行い、登録基準を満たすと認められるときは、赤ちゃんの駅として登録し、登録された施設の施設管理者（以下「登録施設管理者」という。）にステッカーを交付する。

6 登録内容変更及び解除

赤ちゃんの駅として登録した内容変更又は登録を解除しようとする登録施設管理者は、赤ちゃんの駅登録内容変更・解除届（様式第2号）を市長に提出する。

また、市長は、赤ちゃんの駅として登録基準を満たさないことが明らかなとき、又は赤ちゃんの駅として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

7 施設の管理及び利用の制限等

- (1) 赤ちゃんの駅は登録施設管理者の責任において管理する。
- (2) おむつ交換台を備えている場合は、転落事故防止に配慮し必要な措置を行うこと。
 - ① 製造事業者が作成する「警告表示」を保護者等の目に付くところに貼付すること。
 - ② 交換台のガタツキ、ネジの緩み等の不具合がないこと等を定期的に確認すること。
 - ③ 子どもの安全の確保のため、可能な限り安全・安心の向上を図っている製品への交換等更なる安全向上に向け取り組むこと。
- (3) 登録施設管理者は次のいずれかに該当する場合は、赤ちゃんの駅の利用を制限し、又は利用者に退去を命ずるなど必要な措置を講ずるものとする。
 - ① 安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき
 - ② 利用者が登録施設管理者の指示に従わないとき
 - ③ 臨時的に施設を休業するとき
 - ④ その他、施設管理上の支障があるとき

8 表 示

登録施設管理者は、施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に、交付を受けたステッカーを表示して管理する。

9 広 報

市ホームページや刊行物への掲載等により、市民等へ広く周知する。

10 実施状況報告

市長は、登録施設管理者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求めることができる。

11 委 任

このガイドラインに定めるもののほか、赤ちゃんの駅事業実施にあたり必要な事項は市長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、令和6年9月1日から施行する。